

---

平成31年度（令和元年度）  
事業計画附属明細書

---



公益財団法人 生長の家社会事業団  
児童養護施設 生長の家神の国寮

## 概要

### 1. 生長の家神の国寮設立の経緯と沿革

#### (1) 公益財団法人生長の家社会事業団及び生長の家神の国寮設立の経緯

生長の家創始者 谷口雅春先生は、大東亜戦争敗戦後の日本の惨状を憂い、日本復興のための社会貢献活動をする目的で生長の家社会事業団を設立されました。谷口雅春先生は設立に際して『生命の實相』の著作権等を基本財産として寄付され、昭和 20 年 11 月 14 日付けで東京都知事に対して、設立発起人代表として財団法人生長の家社会事業団の設立を申請し、昭和 21 年 1 月 8 日に設立を許可されました。

生長の家の児童福祉事業は、戦争で家も身寄りも失った戦災孤児達を、港区赤坂にあった花嫁学校の「家庭光明寮」に収容して養護・養育した「生長の家神の国寮」事業がその始まりです。

その後、昭和 23 年 6 月 1 日に「生長の家神の国寮」は児童福祉法に基づく養護施設として認可され、建物の老朽化に伴い昭和 41 年 8 月 1 日に国立市富士見台に移転して、現在に至っています。

#### (2) 公益財団法人生長の家社会事業団の目的及び事業

この法人は、創立者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、諸種の社会事情によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行うとともに、世界各国の宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図り、その他社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与し、並びにこの法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする。(『公益財団法人生長の家社会事業団定款』より抜粋)

#### (3) 生長の家神の国寮の基本方針

生長の家神の国寮は、児童福祉法に基づく民間児童養護施設として、児童の権利擁護と福祉の増進を図り、地域福祉とりわけ児童福祉の発展に努める。

生長の家神の国寮は、創始者谷口雅春先生の児童教育の理念である「子供の神性・仏性を礼拝」する「生命の教育」にのっとり、児童ひとりひとりを大切にする「人間尊重の精神」で養護・養育に全力を尽くす。

職員は、愛情と信頼と受容的雰囲気の中で、児童の個性・適性を尊重し、児童が安心して自立する心、他を思いやる心、感謝する心を豊かに育て、家庭への復帰、社会生活への出発が円滑に行えるよう養育に努める。

## 沿革史（児童養護施設生長の家神の国寮の歴史）

- 昭和20年9月 創立者谷口雅春先生のご指示で戦災孤児を港区赤坂の旧家庭光明寮に収容。
- 昭和21年1月 財団法人生長の家社会事業団が設立認可され、初代理事長に谷口雅春先生、理事に谷口輝子先生、寮母に三田栄美就任。児童定員30名。
- 昭和23年4月 藤原安子（旧姓森）寮母に就任。
- 昭和23年5月 谷口清超先生第二代目理事長に就任。
- 昭和23年6月 児童福祉法による養護施設生長の家神の国寮の認可を得る。
- 昭和23年8月 秋田重季第三代理事長に就任、寮長を兼任。
- 昭和30年1月 清都理之第四代理事長に就任、奥田寛寮長に就任。
- 昭和31年1月 片岡直子寮母に就任。
- 昭和31年3月 生長の家神の国寮の増築を行い、児童定員50名になる。
- 昭和32年2月 清都理門第五代理事長に就任。
- 昭和33年3月 清都理之第六代理事長に再任。
- 昭和41年8月 財団法人本部及び養護施設生長の家神の国寮を国立市富士見台に新築移転。
- 昭和42年3月 中神学寮長に就任。
- 昭和44年4月 天皇陛下より「神の国寮」に対し御下賜金を賜る。
- 昭和50年12月 国井主友寮長に就任。
- 昭和54年7月 半田大定第七代理事長に就任。
- 昭和59年7月 竹下玲児寮長に就任。
- 昭和62年7月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 昭和63年4月 江守大定（旧姓半田）寮長に就任。
- 平成元年4月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 平成2年6月 生長の家神の国寮施設の鉄筋3階建て別棟新築。
- 平成3年6月 生長の家神の国寮施設の食堂を拡張し調理員休憩室を新設。
- 平成4年4月 水谷正寮長に就任。
- 平成4年12月 吉田武利第八理事長に就任。
- 平成7年1月 安積友成第九理事長に就任。
- 平成8年4月 隣接する生長の家国立道場（借用）を、施設補完設備として活用。
- 平成10年1月 松下昭第十代理事長に就任。
- 平成12年11月 松下昭寮長に就任。
- 平成17年4月 国立市谷保にグループホーム「プラムフィールド」開設。（国型）
- 平成18年4月 国分寺市東元町にグループホーム「櫻の家」開設。（都型）
- 平成19年3月 立川市富士見町にグループホーム「さくらんぼの家」開設。（都型）
- 平成21年3月 府中市北山町にグループホーム「ひまわりの家」開設。（国型）
- 平成22年4月 本園にて小規模グループケア事業の開始。児童定員52名になる。
- 平成24年4月 内閣総理大臣より公益財団法人に認定。
- 平成24年6月 新本体施設が竣工する。
- 平成26年3月 久保文剛第十一代理事長に就任。荒地光泰寮長に就任。
- 平成27年4月 既存建屋一階を改修し、みんなの広場「こすもす」の運用を開始する。
- 平成29年4月 國弘昭義寮長に就任。

## 2 . 児童養護施設生長の家神の国寮の基本理念

### <めざすべき施設像>

生長の家神の国寮は、子どもも職員も笑顔はじける **“幸せいっぱい施設”** をめざします。

具体的には、

**いかなる措置理由によって入所してきた子どもでも、行き届いたインケア・アフターケアを通して必ず幸せな人生を創造できるんだ！**という信念のもと、子どもたちに**「生きる自信と勇気」**を培ってあげられる施設でありたい！

**職員同士が支え合い、讃え合い、認め合い、子どもに寄り添い、子どもとともに生長し、いつも幸せな笑顔いっぱいの職員がいる施設**でありたい！

この二つは、コインの裏表でありましょう。子どもの幸せな人生は、幸せな職員の満面の笑顔からしか生まれないと信じるからです。

**「人間は幸福になるために生まれてきた！」**

生長の家神の国寮の職員は、いかなる環境に育った子どもが措置入所されてこようと、この信念で子どもたちを受け止め、抱きしめ、受け入れ、愛することを誓います。心をひとつに、子どもたちが**「この世に生まれてきてよかった！」**と感謝できるような**「幸福感」**を与えることができる養護養育に全力で取り組む所存です。

### <施設の基本理念>

#### 子ども第一主義：子どもの最善の幸せのために

私たちは、『児童憲章』の前文に示された「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境の中で育てられる」という言葉の重たさを心に刻み、専門職としての誇りをもって養護・養育にあたります。それは、日常生活をともにする「養育」と「援助」の中で、何気ない日々の24時間の生活そのもの（衣食住）を、子どもたちに安堵感を与えるような質のよいものにしていく不断の努力に他なりません。

**“安心すれば、安定する。” “安定すれば、前を向ける。”**

被虐待等、さまざまな事情によって施設入所を余儀なくされた子どもたちにとって、「生活」を通してのかかわりの全てが、子どもの心身の成長、こころの癒しと生長に直結します。子どもの人格形成に不可欠の**「安心感」と「信頼感」**を持てるよう、私たちは安心の生活と信頼できる人間関係の回復に全力を尽くします。

#### 創立者谷口雅春先生の教育理念：子どもに宿る天分を引き出す教育

私たちは、創立者谷口雅春先生の提唱された教育理念である「生命の教育」を実践します。具体的には、子どもに宿る**“神性・仏性”**を礼拝し、長所を認め、長所を伸ばす**「褒める教育」**の実践です。そのために、私たちは**「和顔・愛語・讃嘆」**を実践します。

**“いつも言っている言葉が信念となり、信念が人生となる。”**

明るい笑顔（和顔）と花びらがふりそそぐような善き言葉（愛語）と讃嘆によって、子どもに宿る**“神性・仏性”**を引き出すことを日々の養育の中で実践します。

#### 日本的養護養育：子どもの心に「愛他のこころ」を

私たちは、日本の長い歴史に培われてきたよき伝統・文化を大切に、後世に継承することをめざします。具体的には、年中行事を通して日本の家庭のイメージを子どもたちに伝え、将来、よき家庭人となるよう導きます。さらに、社会の一員として、ボランティアや地域行事等にも積極的に参加し、「愛他のこころ」を涵養します。

### 3. 児童養護施設的环境

#### (1) 所在地・環境

##### 1. 生長の家神の国寮本体施設 自己所有

所在地 東京都国立市富士見台2-39-1

敷地面積 1285.94㎡

建物 【既存建屋】

構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建

床面積：1階286.11㎡、2階266.14㎡

【本体施設】

構造：鉄筋コンクリート作陸屋根3階建

床面積：1階473.10㎡、2階389.26㎡、3階389.26㎡

構成

一階には事務スペース、会議室、応接室、医務室、及びセラピールームがあり、自立訓練室二箇所を備えている。二階には「ひだまり」「枇杷の家」の二ホームを、三階には「太陽の家」「みつばちの家」の二ホームを設けており、それぞれ定員6～8名の小規模グループケア事業を展開している。

##### 2. プラムフィールド 賃貸（地域小規模型グループホーム）

所在地 東京都国立市谷保

契約面積 136.74㎡

構造 鉄筋ALC地上2階

##### 3. 樗（けやき）の家 賃貸（施設分園型グループホーム）

所在地 東京都立川市羽衣町

契約面積 161.66㎡

構造 木造2階建

##### 4. さくらんぼの家 自己所有（施設分園型グループホーム）

所在地 東京都立川市富士見町

敷地面積 約200.00㎡

建物 142.94㎡

##### 5. ひまわりの家 賃貸（地域小規模型グループホーム）

所在地 東京都府中市北山町

契約面積 113.05㎡

構造 木造2階建

##### 6. 職員構成（平成31年4月見込み）

正副施設長・・・・・・・・・・ 3名

事務員・・・・・・・・・・ 2名

児童指導員・保育士等・・・・・・・・ 42名

管理栄養士・・・・・・・・・・ 1名

心理職・・・・・・・・・・ 5名（非常勤含む）

## 4 . 平成 3 1 年度 施設運営方針

生長の家神の国寮は、国の認可を受けた公益財団法人生長の家社会事業団が児童福祉法に基づき経営する児童養護施設であり、社会の公器としてその責務を果たしていきます。

創設者谷口雅春先生は、73年前、焼け野原となった東京・赤坂の地で戦災孤児をはじめ多くの児童を愛育されました。私たちは、その愛深いお心を忘れることなく、いかなる子どもも受け入れて見放さないとの“変わることはない信念”をもって日々の生活支援に取り組みます。

また同時に、ケアニーズの高い入所児童が増え、施設の多様化、高機能化が求められる中、私たち自身も日々生長し“変わっていく”ことが求められています。そのような“改革の時代”において、私たちは、子どもの最善の幸せのために、以下の施設運営方針を掲げて日々の養護養育に取り組みます。

### 1 . 平成 3 1 年度運営方針

#### 組織・施設運営

法令や児童福祉のニーズに基づいて、業務の適正化および標準化を図る。

本園GH統括主任の下、本園の4ホームを担当する副主任と4つのグループホームを担当する副主任を配置し、各ホーム長と協働して児童支援の標準化を進める

施設の理念、方針を明確にし、全職員がこれを尊重する。

第三者評価・東京都指導検査の評価結果を共有し、これに基づいて運営改善を行なう。

職員採用方針・計画を策定し、人材の確保・定着・育成を図る。

- 全職員が施設の代表として、礼節をもって関係機関、団体、地域住民等と関わる。

#### 高機能化

「機能強化支援チーム」を「機能強化担当副主任」「個別対応職員」「治療指導担当職員」等によって構成し、小児精神科医師の助言のもと、ケアニーズの高い児童の生活するホームの職員と協働して重層的な支援（かぶり勤務等）をめざす。

本年度は「枇杷の家」を支援対象ホームとし、「機能強化支援チーム」はホーム職員と協働して、児童相談所・医療機関・学校等と緊密な連携をして、機能強化（重層的な支援）のモデルケースとなることをめざす。

#### 権利擁護

常に子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を踏まえた養育・支援を行なう。

施設内外の研修等を通じて全職員が人権感覚を磨き、日常の支援を点検する。

第三者委員の配置をはじめとする苦情解決のシステムや『子どもの権利ノート』の活用等により、子ども自身が意見を表明しやすい環境をつくる。

- 「人権擁護チェックリスト」を用いて、施設内の取り組みを点検・改善する。

#### 生活支援

子どもの安全・安心を第一義とし、暴力のない施設を実現する。

暴力によらないコミュニケーションを児童が習得するための支援を行う。そのため、本年度、セカンドステップ・CAP等の実施に向けた準備として職員を対象にした研修を実施する。

常に清潔・安全・快適な生活環境を整え、生活の質を高める。

管理栄養士がケア職員と連携して「食」の充実を図る。

子どもと職員の信頼関係に基づいた養育・支援を確立する。

#### 自立支援

子どもの「強み(ストロング・ポイント)」に着目し、「強み(ストロング・ポイント)」を認め伸ばす支援をめざすとともに、日々の生活の中で自己選択・自己決定を可能な限り尊重する。

新たに職業指導員を配置し、児童のキャリア支援・学習支援を拡充する。

子どもの意向を踏まえた「自立支援計画書」の策定により、子ども自身と職員が展望を共有する。

家庭復帰・養育家庭委託が適当とされる場合を除き、高校卒業を最低限度として入所支援を継続する。更に、高校卒業後も必要に応じて措置延長を活用する。

## 退所後の相談・援助

施設退所後の孤立の防止を第一義に、全ての退所者を対象に相談・援助の体制を整えることをめざす。これについては、入所中から全児童に対して説明を行なう。

社会的養護自立支援事業の開始と退所後の相談援助の取り組みを強化する。

退所後の援助計画や援助記録、アフターケア実施状況等を用いて、可能な限り退所者の生活状況の把握・共有・可視化に努める。

「アフターケア実施要項」にそって必要な相談・援助を実施する。これらはそれぞれのニーズにそって、必要な社会資源と退所者をつなぐことを第一義とする。

## 家族支援

家庭復帰が望めるか否かにかかわらず、子どもの安全が保てる限りにおいて家族との関係を最大限に尊重し、手紙や電話等の通信、面会、外出、一時帰宅、学校行事への参加等、交流の機会を確保する。

ケアワーカーは家庭支援専門相談員との協働で保護者の状況を把握し、児童や関係機関と調整を行う。

新たに児童・家族向けに施設生活や決まりが分かるパンフレットを作成する。

家庭復帰に向けては家庭の養育環境の改善に向けた支援を他機関と連携して行い、措置事由の再発をはじめとするリスクへの対応を十分に検討する。

家族との関係について、子どもが適切な理解を得られるように必要な支援や説明を行なう。交流が途絶えた場合も、その理由について子どもに責任がないことも含めて説明し、フレンドホーム・個別交流ボランティア等の活用を含めて代替支援を検討する。

## 地域・里親支援

国立市の子どもショートステイ事業（宿泊型・日帰り型）を引き続き受託する。

児童の通園通学している幼稚園・小学校・中学校との連絡会を定期的開催する。

地域の行政・福祉・教育機関等との協働関係を構築し、地域の子育て支援ニーズを把握する。

国立市の要保護児童地域対策協議会に引き続き参画する。

施設が地域・社会で担うべき役割を明確にし、全職員共有の下で実践する。

「子育てひろば」「地域食堂・おいしい時間」を引き続き開催する。

里親支援専門相談員を配置し、関係機関と連携しながら里親支援の業務を行う。

## 人材育成

職員個々の強みが活かされ、長く働き続けることができる職場環境をつくる。

個別の職員の目標や施設からの役割・期待に沿って、施設内外の役割を担い、計画的に研修等へ参加する。

各職員の職歴・職種・経験を活かしたOJTや学び合いの仕組みを整備する。

## 機関等連携

学校・児童相談所・子ども家庭支援センター等の関係機関とは適切に情報を共有し、児童支援に関わる協働関係を構築する。

学校や児童相談所とは適切に情報を共有し、意思疎通の場を十分に確保する。

- ケアワーカーは関係職員と協働して関係機関との連携を図る。

全国児童養護施設協議会や東京都社会福祉協議会児童部会をはじめとする業界関連組織の活動に積極的に関与・協力し、全体的な運営水準の向上に貢献する。

## 社会啓発

実習生やボランティア等の積極的な受け入れを通じて、開かれた施設運営を行なう。

地域や関係機関（研究機関や報道機関を含む）からの問い合わせには、児童のプライバシー保護をはじめ必要な配慮を行なった上で適正に対応する。

ホームページの活用、サポートペアレント等の支援者拡大の活動、各種学習会への積極的な参加等によって、社会的養護への理解を広める。

## 2. 平成31年度の重点課題

本年度の事業計画の重点課題として、以下の3点を掲げます。

### 人財の「確保」「育成」「定着」～育てる人を育てる

人財対策委員会を軸に施設全体で人財確保に取り組んだ結果、昨年度9名の職員を採用することができ、新たに採用した人財を育成しつつ、ホームの職員体制の充実を期してきました。とりわけ、各ホームにチューターを配置して新入職員を支え見守り育てる「チューター制度」は機能し一定の成果をあげることができました。本年度も、「チューター制度」を活用し、職員が一致団結して「施設理念」を共有し、「生長の家神の国寮」の職員としての誇りをもって、ケアワーカーとしての専門性を高めていきます。「育てる人を育てる」ことこそ、人財育成の要となるキーワードであると信じます。

新規採用した人財への手厚いアプローチを日常的に行いながら、施設全体で更なる人財の「確保」と「育成」と「定着」に取り組む所存です。

### 子どもへの生活支援の質の向上のための「働き方改革」

昨年度、私たちは、生長の家神の国寮の「職員働き方改革元年」と位置付け、職員の増員による「ケアワークの質の向上」と「職員の心身の健康増進」をめざしました。

生長の家神の国寮の掲げる職員の理想像は、「情熱(Passion)」と「使命(Mission)」をもって「行動(Action)」できる人物です。当然、児童養護施設職員としての専門性が求められ、それらを備えることで多様化する社会的ニーズに応えることができると考えます。

そして、日々のケアワークの中で職員個々の質的向上をめざすとともに、OJT、OFF-JT、SDSの目標を設定して、ケアワーカーとして子どもへの生活支援の質を高めていかなばなりません。

こうした課題を実現するために、「かぶり勤務」による職員の孤立化の防止と相互研鑽の機会を増やすことや、「職員個々の心身の健康を配慮したシフト作り」による働きやすい健康的な明るい職場作りをめざします。具体的には、経験豊富な副主任・主事を2ホームに一人配置してホーム長の相談を受けるとともに職員の一人勤務を緩和する「かぶり勤務」を増やす等の施策を講じます。さらに、全ホームの勤務表作成の統括責任者に松本副施設長を任じ、ホーム長と相談しながら、職員の心身の健康を配慮したシフト作りをめざします。

### 施設の「高機能化」「多機能化」をめざし、職員同士がお互いを認め合い、支え合い、讃え合い、尊敬し合う施設をつくる！

本年度は、社会的養護、児童養護施設に求められる「高機能化」「多機能化」を展望し、「すべては子どもの最善の幸せのために！」との施設理念を実現するために、8ホームの子どもたちと職員を施設の総力をあげてケアしサポートする組織体制の構築をめざします。(次頁参照)

「高機能化」の具体策としては、「機能強化支援チーム」の編成と「機能強化担当副主任」の配置があります。「機能強化支援チーム」の構成メンバーは「機能強化担当副主任」、「個別対応職員」、「治療指導担当職員」等であり、小児精神科医師の助言のもと、ケアニーズの高い児童の生活するホームの職員と協働して重層的な支援(かぶり勤務等)をめざします。

さらに、「多機能化」の具体策として、幼児ユニット「ひだまり」とショートステイホーム「おひさま」の職員間の相互支援の取り組みがあります。今後、施設として「フォスタリング機関」の設置や里親への支援が増えることを見越した時、地域支援(ショートステイホーム)と幼児ユニットの職員間の協働は大きな意味をもつと思われれます。

こうした組織体制を機能させるためには「チームアプローチ」の促進が不可欠です。職員間の情報共有と協働、とりわけ「報告・連絡・相談」の徹底が求められます。各ホーム・ユニットにおけるチームケアの一層の推進と適切なサポート等を活かし、児童一人一人に対して重層的なチームアプローチを行っていきます。

そのために、何より大切にしたいことは、施設内外での「和顔」「愛語」「讃嘆」の実践です。笑顔(和顔)で挨拶を交わし、相手を活かし尊重する明るいプラス言葉(愛語)が語られ、互いのストロング・ポイントを認めて褒める(讃嘆)、職員同士がお互いを認め合い、支え合い、讃え合い、尊敬し合う施設をめざします。



## 5. 地域子育て支援事業

ショートステイ事業（宿泊型・日帰り型） ホームスタート事業 地域交流事業  
赤ちゃんふらっと事業 今後の課題と中長期計画

「地域子育て支援部門」では、公益財団法人 生長の家社会事業団が運営する児童養護施設生長の家神の国寮の児童と職員とが地域の方とのつながりを持ち、成長をしていくために必要な資源の開拓と以下の地域貢献事業に取り組みます。

### 〔ショートステイ事業 / 宿泊型・日帰り型〕

子育て支援短期利用事業として国立市からの委託を受け事業開始から8年目となる今年度もショートステイ事業の継続と発展に努め、多様化する利用ニーズに即したサービスの提供に取り組みます。

#### < 具体的な実施要項 >

##### 設備・職員体制と職員配置

- ・子育て支援短期利用事業は第2種社会福祉事業であり、児童養護施設は第1種社会福祉事業として定められているため、児童養護施設とは別の建物（専用スペース）を設けて行うものとする。
- ・ショートステイの統括業務と関係機関との連絡調整役として主任保育士1名を配置し、さらに専任職員2名を配置する。男性職員と女性職員とのバランスのとれた構成にする。

##### 受け入れ定員 / 対象年齢 / 時間

- ・ショートステイ（宿泊型の定員は、2名）（日帰り型の定員は、4名）
- ・2歳から15歳（中学3年生）までのお子さんを対象とする。
- ・宿泊型：利用開始から24時間までを1泊とするショートステイ
- ・日帰り型：15時から21時の6時間内での利用を基本とするショートステイ

##### 利用要件（保護者が以下の理由によりお子さんを一時的に養育できない環境にある場合）

- ・疾病、出産、看護
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加、その他社会的な理由が生じた場合
- ・育児疲れ、育児不安 その他、身体上または精神上的理由が生じた場合

##### 業務内容

- ・ショートステイ事業に対しての受付 / 見学 / 面談 / 記録 / 報告
- ・入退所時の保護者対応（意見 相談などの聞き取り）
- ・利用児童の宿泊または日帰りでの対応 / 食事、その他の身の回りの世話
- ・利用児童が通う幼稚園、保育園、小学校、中学校等への送迎

##### 保険の加入

- ・賠償責任保険および傷害保険への加入をする

### 〔地域子育て支援事業〕

法人所有の別棟建物を、子育て広場「こすもすひろば」として地域に開放し、地域子育て支援事業を行う。当施設が、地域の子育て世代を中心に「地域交流拠点」として多くの方々が気軽に交流できる場となり、利用者のニーズによって、各専門職が地域の方々と直接関わり問題解決していくことで、当施設の専門性を地域へも活かしていきます。

#### （1）子育て広場【こすもすひろば】

開催日時：毎週月・火・水曜日と第2日曜日 午前11時～午後4時

対象：0歳～3歳までのお子さんとその家族（兄弟含む） 市外の方も利用可能

## 5. 地域子育て支援事業

ショートステイ事業（宿泊型・日帰り型） ホームスタート事業 地域交流事業  
赤ちゃんふらっと事業 今後の課題と中長期計画

「地域子育て支援部門」では、公益財団法人 生長の家社会事業団が運営する児童養護施設生長の家神の国寮の児童と職員とが地域の方とのつながりを持ち、成長をしていくために必要な資源の開拓と以下の地域貢献事業に取り組みます。

### 〔ショートステイ事業 / 宿泊型・日帰り型〕

子育て支援短期利用事業として国立市からの委託を受け事業開始から8年目となる今年度もショートステイ事業の継続と発展に努め、多様化する利用ニーズに即したサービスの提供に取り組みます。

#### < 具体的な実施要項 >

##### 設備・職員体制と職員配置

- ・子育て支援短期利用事業は第2種社会福祉事業であり、児童養護施設は第1種社会福祉事業として定められているため、児童養護施設とは別の建物（専用スペース）を設けて行うものとする。
- ・ショートステイの統括業務と関係機関との連絡調整役として主任保育士1名を配置し、さらに専任職員2名を配置する。男性職員と女性職員とのバランスのとれた構成にする。

##### 受け入れ定員 / 対象年齢 / 時間

- ・ショートステイ（宿泊型の定員は、2名）（日帰り型の定員は、4名）
- ・2歳から15歳（中学3年生）までのお子さんを対象とする。
- ・宿泊型：利用開始から24時間までを1泊とするショートステイ
- ・日帰り型：15時から21時の6時間内での利用を基本とするショートステイ

##### 利用要件（保護者が以下の理由によりお子さんを一時的に養育できない環境にある場合）

- ・疾病、出産、看護
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加、その他社会的な理由が生じた場合
- ・育児疲れ、育児不安 その他、身体上または精神上的理由が生じた場合

##### 業務内容

- ・ショートステイ事業に対しての受付 / 見学 / 面談 / 記録 / 報告
- ・入退所時の保護者対応（意見 相談などの聞き取り）
- ・利用児童の宿泊または日帰りでの対応 / 食事、その他の身の回りの世話
- ・利用児童が通う幼稚園、保育園、小学校、中学校等への送迎

##### 保険の加入

- ・賠償責任保険および傷害保険への加入をする

### 〔地域子育て支援事業〕

法人所有の別棟建物を、子育て広場「こすもすひろば」として地域に開放し、地域子育て支援事業を行う。当施設が、地域の子育て世代を中心に「地域交流拠点」として多くの方々が気軽に交流できる場となり、利用者のニーズによって、各専門職が地域の方々と直接関わり問題解決していくことで、当施設の専門性を地域へも活かしていきます。

#### （1）子育て広場【こすもすひろば】

開催日時：毎週月・火・水曜日と第2日曜日 午前11時～午後4時

対象：0歳～3歳までのお子さんとその家族（兄弟含む） 市外の方も利用可能

### <目的>

- ・当施設がもつ専門性を、地域にも活かしていく。そうすることで、児童虐待などの重篤な問題の発生予防に繋げる。
- ・ホームスタート事業開設のための前段階として、実際に地域の方々が困っていることを集約するため。

### <内容>

- ・こすもすひろば開催時に保育士、児童指導員、管理栄養士、臨床心理士、地域子育て支援士が立ち会い、気軽に相談できることを地域の方々に広めていく。
- ・毎週水曜日 11時～12時の間、臨床心理士がこすもすひろばへ立ち会い、それを利用者にも広報して随時相談を受け付ける。
- ・相談内容に応じて、それぞれの専門分野に合った職員が面談を実施。緊急性のあるもの、重篤なケースである場合等、相談内容によっては本寮舎の面談室を使用することもある。

### 【赤ちゃん・ふらっと事業】

授乳及びおむつ替え等のための設備を設置し、地域で乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。

場所：本寮舎1階 医務室

日時：毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時

### <内容>

- ・授乳の際にプライバシーが確保できる空間を提供する。
- ・おむつ替えをする際のおむつ替え台等の設備を設置する。
- ・調乳用の給湯設備またはお湯の提供をする。
- ・手洗い設備、冷暖房設備等の設置をする。

### 各事業の広報活動

- ・リーフレットを作成し、市内にある幼稚園、保育園、小学校、中学校等を訪問し説明をする。
- ・リーフレットを作成し、公園等で遊ぶ子育て世帯の方へ手渡しをする。
- ・ポスターを作成し、市の掲示板等に掲示をする。
- ・ホームページを活用する。

### 【今後の課題と中長期計画】

概要
<b>【今後の課題】</b> <u>ショートステイ事業の継続</u> ・宿泊型/日帰り型の2種類のショートステイ事業により利用者からのニーズにも応えられるようにする。広報活動により、利用しやすい環境や職員配置も整備していく。 <u>子育てひろばの継続</u> ・地域の子育て世帯を中心とした交流場所として開設し、育児/栄養/発達などの相談を受けられるようにしていく。 <u>赤ちゃんふらっと事業の継続</u> ・東京都が推進する事業として、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備していく <u>おいしい・じかんの継続</u> ・月1回の定期開催。地域での孤食を減らす目的と異年齢の交流の場にしていく。

### 【中期計画】

#### ホームスタート事業の開設準備

- ・ 地域の子育て世帯に対して、育児相談や家事援助として地域のボランティアを派遣するため

### 【長期計画】

#### 寮内託児施設の開設

- ・ 施設内に職員のお子さんを預かり保育する託児施設を開設するための準備を進めていく。

#### 保育園事業の開設

- ・ 保育園事業開設に向けた調査、立案、検討をするためチームの立ち上げ、準備を進めていく。

#### 児童家庭支援センターの開設を目指す

## 6．東京都社会福祉協議会児童部会への参加

平成 31 年度も東京都社会福祉協議会児童部会に積極的に参画する。江戸っ子杯スポーツ大会の企画・運営、各種研修の企画・運営、児童養護が直面する課題について調査・実践研究、行政への制度提言、情報交換等、様々な活動の企画・運営に参加をし、社会的養護事業の発展と向上に寄与するとともに自己研鑽の機会ともする。また、当施設の代表として参加し、他施設の状況や取り組みを学び、当施設の機能向上のために役立てる。具体的な活動については、以下の通りである。

### 施設長会並びに従事者会運営委員会への参加

児童部会主催の施設長会並びに従事者運営委員会への出席

総務部、研修部、調査研究部、制度政策推進部のいずれかに所属し、各部の目的や方針に沿って活動を行う。主な活動内容については以下の通り。

総務部：江戸っ子杯スポーツ大会や児童部会の行事等の企画・運営を行う

研修部：新任研修、中堅研修、基幹的職員研修等、各種研修の企画・運営を行う

調査研究部：児童養護が直面する課題について調査・研究を行う

制度政策推進部：児童養護の現場の意見を集め、制度や情勢の学習をしながら行政への予算提言等を行う。

### 職能別会への職員参加

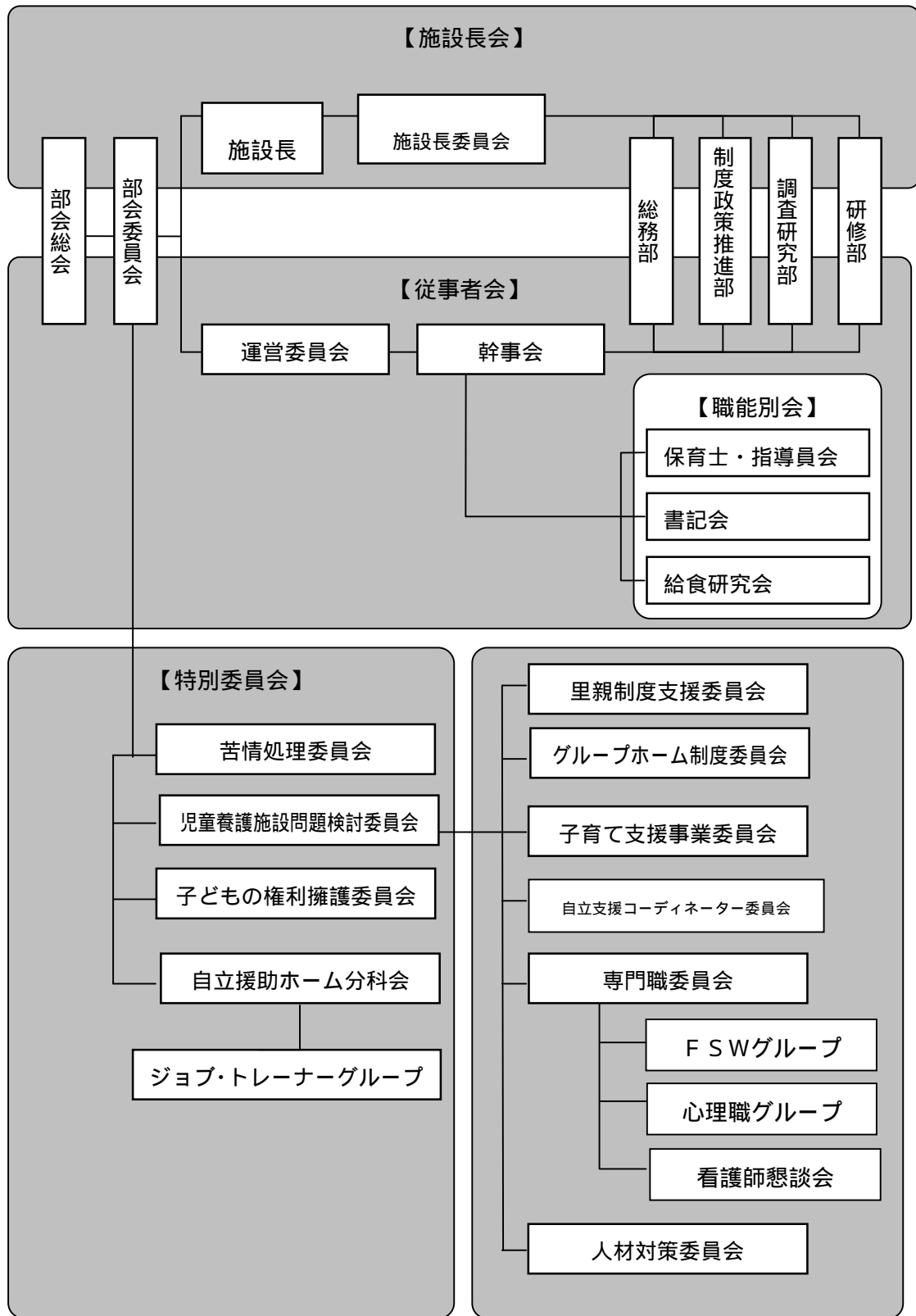
保育士指導員会並びに書記会・給食研究会の各会に職員を派遣し、行政からの情報や情勢を把握し日常業務に反映させ施設サービスのクオリティを担保する。行政との緊密な協働や、同一職種間における連携や実践研究を行い社会的養護事業の発展向上に寄与する。

児童養護施設問題検討委員会設置の各種委員会に参加をする事によって政策提言を始め、行政機関との緊密な協働により社会的養護事業の発展向上に寄与する。また自己研鑽の機会として活用し、当施設の機能向上のために役立てる。

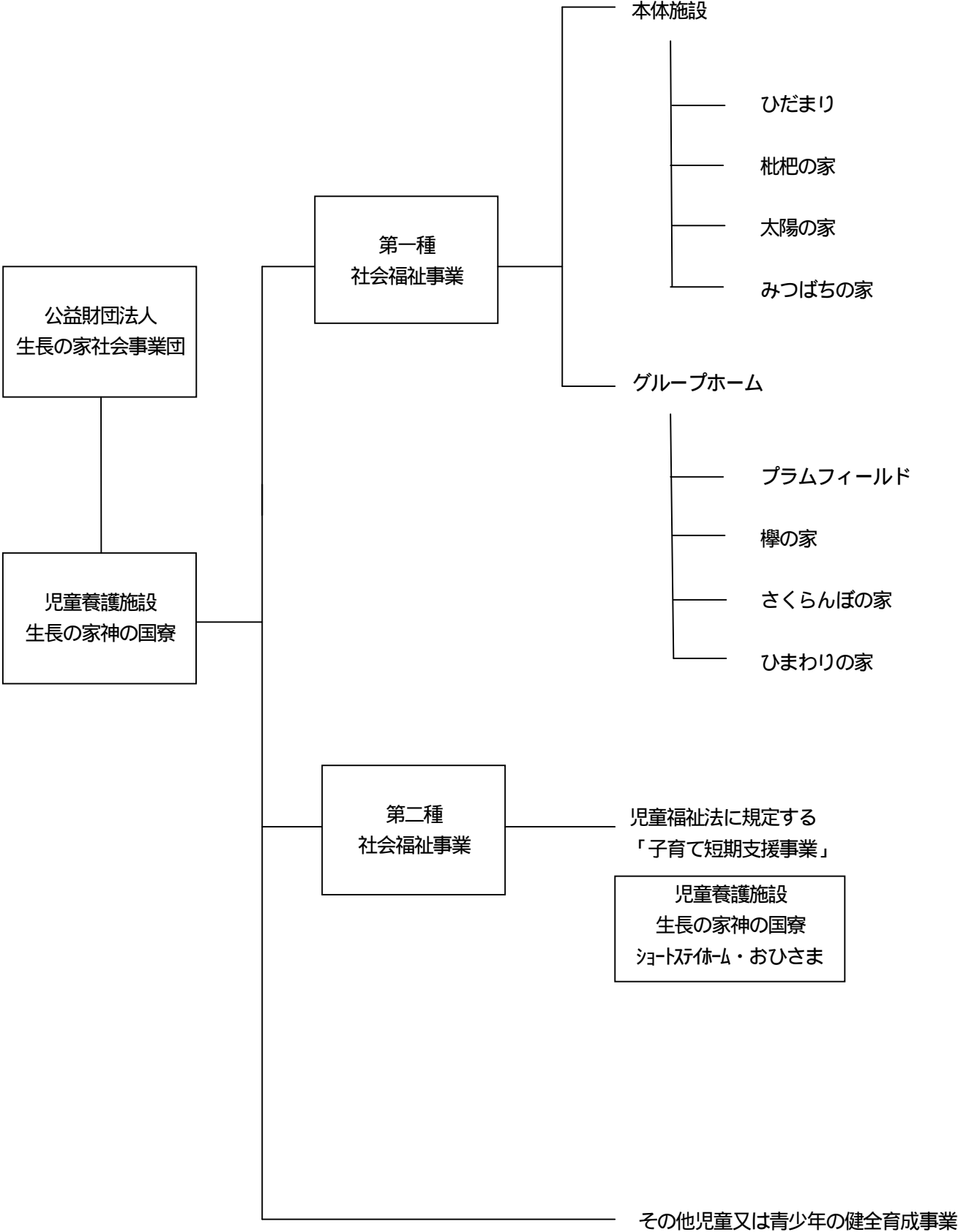
《平成 30 年度参加実績委員会》

- ・里親制度支援委員会
- ・グループホーム制度委員会
- ・子育て支援事業委員会
- ・リービングケア委員会
- ・自立支援コーディネーターグループ
- ・専門職委員会

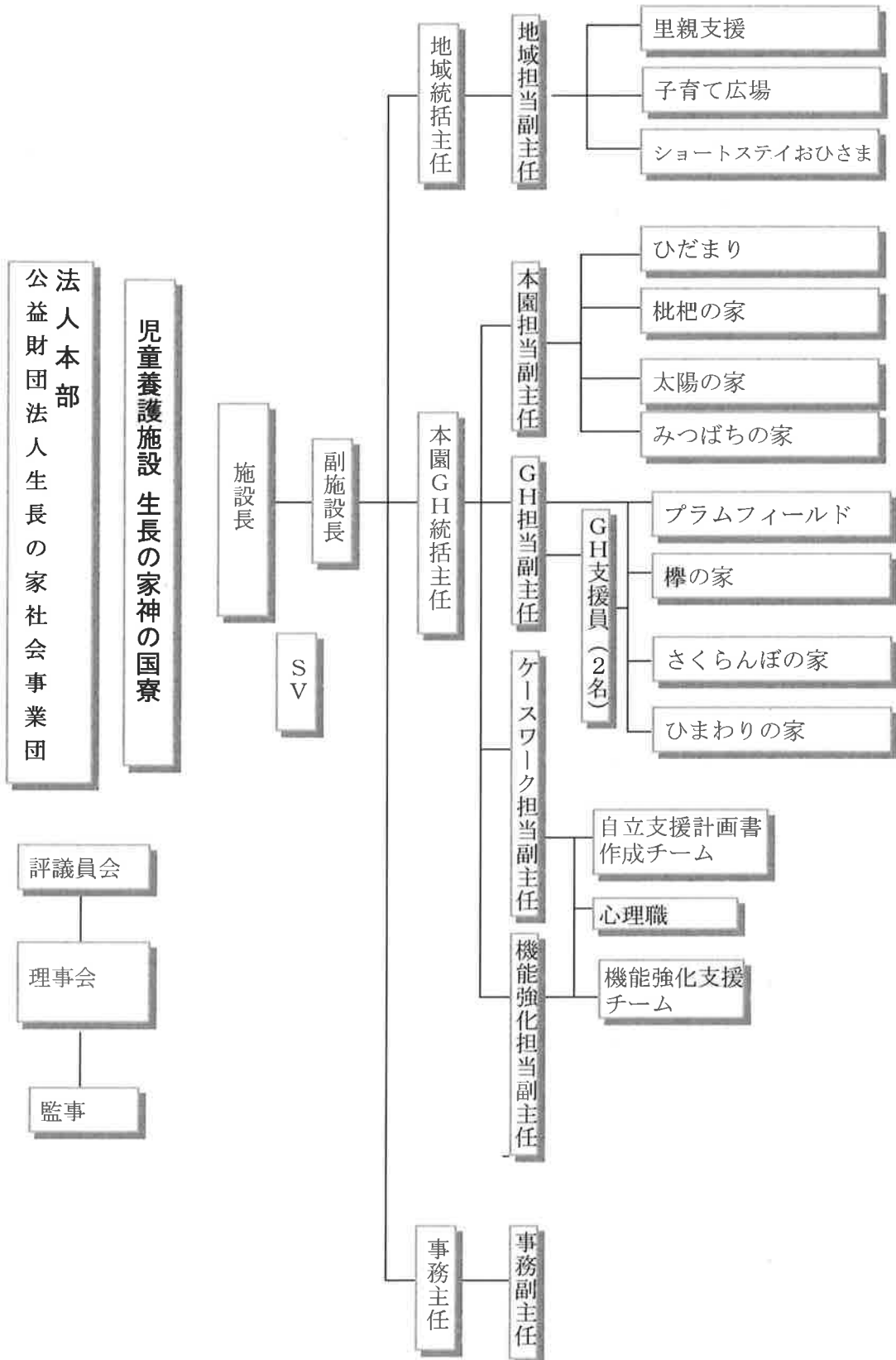
# 児童部会組織図



1. 事業体系図



## 2. 組織体系図



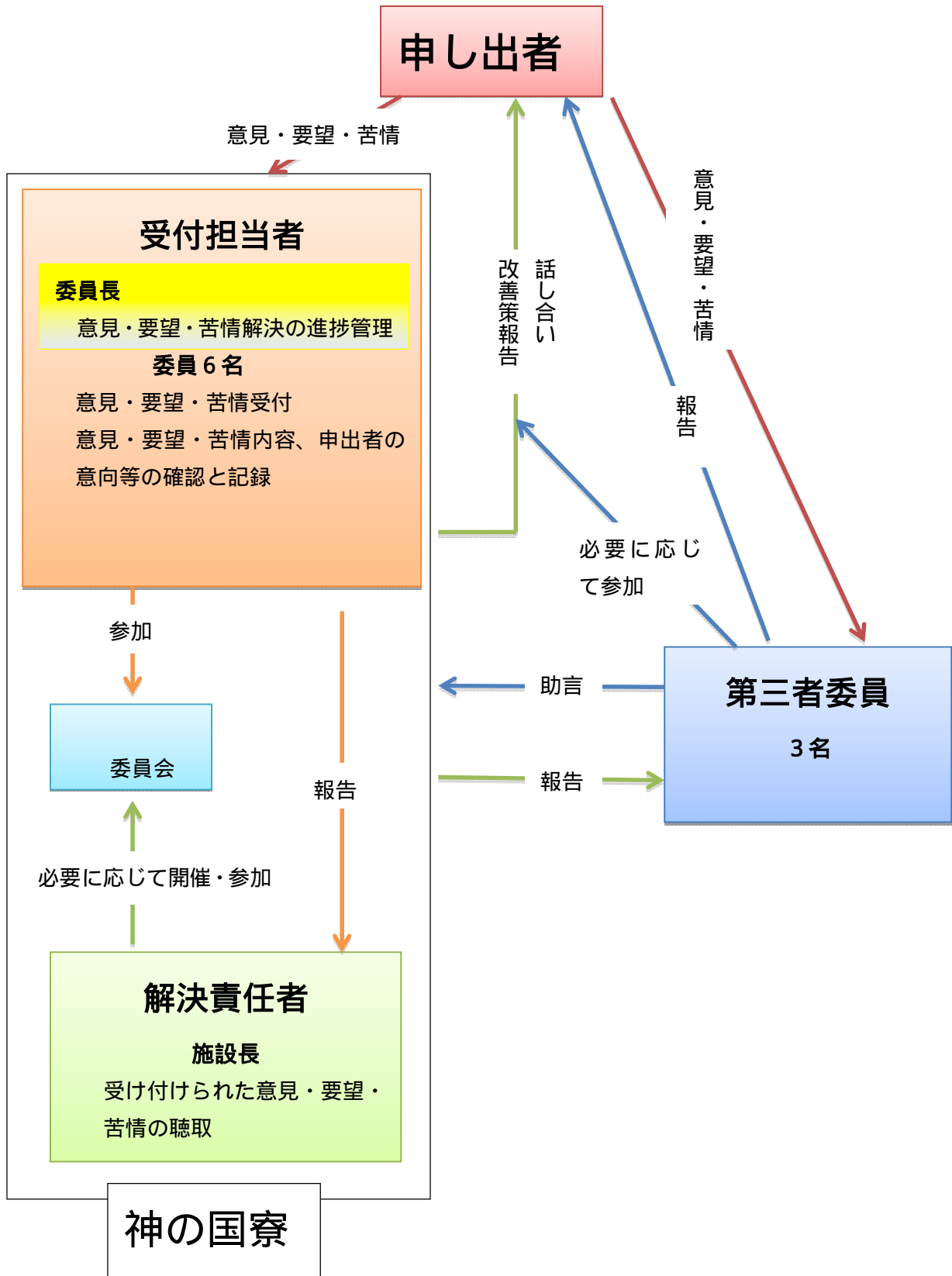


## 児童の人権を擁護する支援の推進

児童養護施設に入所する児童は肉体的・精神的虐待を受けているケースが多く、施設で働く職員は、安心・安全な生活の場の提供はもちろんのこと、児童に対する人権意識を磨きマルトリートメント防止の意識を高く持ちながら、日々の養護養育に当たらなければならない。神の国寮では、児童の人権を擁護する支援を推進するため以下に挙げた項目を重点的に取り組み、施設に求められる社会的役割を果たしていくことが出来るよう施設全体で尽力してまいります。

- ( 1 ) 児童の権利擁護に関する文化の醸成：毎月職員会議冒頭にて東京都社会福祉協議会児童部会作成の職員倫理綱領「子どもの最善の幸せのために」を職員全員で唱和し、児童の権利に対する擁護意識を醸成する。又、ホーム長会議等でヒヤリ・ハット報告事例を取り上げ、情報を共有し再発防止を協議する。
- ( 2 ) 児童の権利に関する研修への積極的参加：マルトリートメント防止の意識向上を図るため、職場内研修の企画及び派遣型研修への参加を励行し、職員に“学び”の場を提供する。  
又、施設内ホーム間交流研修をサービスの自己評価の一環と位置付け、これを積極的に実施する。
- ( 3 ) 職員の資質向上：職場内OJTの有効活用、福祉サービス第三者評価事業の受審の継続、派遣型研修へ積極的な参加の促し等、職員の援助技術の練達に組織的に取り組む。又、業務マニュアルの作成・メンテナンスを行い、サービス（処遇）の標準化を図る。
- ( 4 ) 不適切な関りの防止の取り組み：児童の意見表明の場を多面的に確保する。意見箱の設置、定期的な児童会の開催、各ホームへの相談役・管理栄養士等専門職の継続的・計画的な生活場面への巡回等の機会を設け、児童の意見に耳を傾け児童に対する不適切な関りを防止する。
- ( 5 ) 苦情対応の仕組みの整備とチーム・アプローチ：風通しの良い組織運営を維持するため、苦情対応の仕組みを整備し（次頁、フローチャート参照）、児童の苦情に対し重層的多面的に複数人で対応し問題解決を図る。

# 意見・要望・苦情解決仕組み





子どもは神が育て給う